

# 随意契約結果書

|                              |                                                                         |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 物品等の名称及び数量                   | 交通事故等に基づく紛争解決業務（緑川ダム管理所）                                                |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官<br>九州地方整備局長<br>垣下 禎裕<br>〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階 |
| 契約締結日                        | 令和 7年11月26日                                                             |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 司法書士法人五反田司法事務所<br>北九州市小倉北区堅町一丁目4番11号                                    |
| 契約金額<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥49,500-                                                                |
| 予定価格<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥54,450-                                                                |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                                                  |
| 備考                           |                                                                         |

## 随意契約理由書

1. 業務件名            交通事故等に基づく紛争解決業務（緑川ダム管理所）
2. 履行場所            福岡市博多区博多駅東2-10-7    九州地方整備局総務部厚生課
3. 契約の相手方        住 所：福岡県北九州市小倉北区堅町1丁目4番11号  
会社名：司法書士法人五反田司法事務所  
電 話：（093）592-3401
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
                         予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
      本業務は、職員の業務上生じた交通事故等に基づく紛争について、事故の状況調査、相手方との示談交渉等において、適切かつ迅速に解決することを目的に実施するものである。
  - 2) 業務の内容  
      本業務は、司法書士法第3条第2項に該当する司法書士により、示談交渉及び示談書の作成を行うものである。
  - 3) 契約に付する理由  
      本業務は、福岡県司法書士会と締結している「交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定」に基づき、福岡県司法書士会が登録会員の中から業務遂行可能な司法書士を特定し、その特定された司法書士と契約を行うものである。  
      よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

（契約理由書作成者）  
総務部 厚生課長